令和4年第3回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料 (11 月 25 日 提 案 分)

政 策 局

目 次

	ページ
1	神奈川県情報公開条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利
	活動法人等を定める条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・ 7
3	神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例 新旧対照表・・・・・・・・・・ 9
4	事務処理の特例に関する条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・11
5	住民基本台帳法施行条例 新旧対照表 … 19
6	神奈川県統計調査条例 新旧対照表······20

1 神奈川県情報公開条例(平成12年神奈川県条例第26号)新旧対照表

第1章 総則

第1条・第2条 (略)

(定義)

施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成15年法律第118 号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人 をいう。以下同じ。) の役員を含む。) がその 分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得 した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られた記録をいう。以 下同じ。) であって、当該実施機関において管 理しているものをいう。ただし、次に掲げるも のを除く。

(1) (略)

(2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図 書館その他これらに類する施設として知事が 指定する施設において歴史的若しくは文化的 な資料又は学術研究用の資料として実施機関 が定める方法により特別の管理がされている もの

<u>(削</u>除)

2 (略)

第2章 行政文書の公開

第4条 (略)

(行政文書の公開義務)

- 第5条 実施機関は、行政文書の公開の請求(以 第5条 実施機関は、行政文書の公開の請求(以 下「公開請求」という。)があったときは、公 開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに 該当する情報(以下「非公開情報」という。) が記録されている場合を除き、当該行政文書を 公開しなければならない。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当 該事業に関する情報を除く。) であって、 特定の個人が識別され、若しくは識別され 得るもの又は特定の個人を識別することは できないが、公開することにより、個人の 権利利益を害するおそれがあるもの。ただ し、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

第1条・第2条 (略)

第1章 総則

(定義)

第3条 この条例において「行政文書」とは、実|第3条 この条例において「行政文書」とは、実 施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人 (地方独立行政法人法(平成15年法律第118 号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人 をいう。以下同じ。)の役員を含む。)がその 分掌する事務に関して職務上作成し、又は取得 した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、 磁気的方式その他人の知覚によっては認識する ことができない方式で作られた記録をいう。以 下同じ。) であって、当該実施機関において管 理しているものをいう。ただし、次に掲げるも のを除く。

(1) (略)

- (2) 公文書館、図書館、博物館、美術館その 他これらに類する施設において、当該施設の 設置目的に応じて収集し、整理し、及び保存 している図書、記録、図画その他の資料
- (3) 文書又は図画の作成の補助に用いるため 一時的に作成した電磁的記録であって、実施 機関が定めるもの
- 2 (略)

第2章 行政文書の公開

第4条 (略)

(行政文書の公開義務)

- 下「公開請求」という。) があったときは、公 開請求に係る行政文書に次の各号のいずれかに 該当する情報(以下「非公開情報」という。) が記録されている場合を除き、当該行政文書を 公開しなければならない。
 - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当 該事業に関する情報を除く。) であって、 特定の個人が識別され、若しくは識別され 得るもの又は特定の個人を識別することは できないが、公開することにより、個人の 権利利益を害するおそれがあるもの。ただ し、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

改 正

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第2条第1項に 規定する国家公務員(独立行政法人通則 法(平成11年法律第103号)第2条第4項 に規定する行政執行法人の役員及び職員 を除く。)、独立行政法人等(独立行政 法人等の保有する情報の公開に関する法 律(平成13年法律第140号)第2条第1項 に規定する独立行政法人等をいう。以下 この条において同じ。) の役員及び職 員、地方公務員法(昭和25年法律第261 号)第2条に規定する地方公務員並びに 地方独立行政法人の役員及び職員をい う。) である場合において、当該情報が その職務の遂行に関する情報であるとき は、当該情報のうち、当該公務員等の職 及び当該職務遂行の内容に係る部分

工 (略)

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律第57号。以下「法」という。)第60条 第3項に規定する行政機関等匿名加工情報 (同条第4項に規定する行政機関等匿名加 工情報ファイルを構成するものに限る。以 下この号において「行政機関等匿名加工情 報」という。) 又は行政機関等匿名加工情 報の作成に用いた同条第1項に規定する保 有個人情報から削除した法第2条第1項第 1号に規定する記述等若しくは同条第2項 に規定する個人識別符号

 $(3) \sim (8)$ (略)

第6条 (略)

(公益上の理由による裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に│第7条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に 非公開情報(第5条第2号に掲げる情報を除 く。) が記録されている場合であっても、公益 上特に必要があると認めるときは、当該行政文 書を公開することができる。

第8条 (略)

(公開請求の手続)

第9条 公開請求をしようとするものは、当該公 第9条 公開請求をしようとするものは、当該公 開請求に係る行政文書を管理している実施機関 に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下 「請求書」という。)を提出しなければならな

行

公務員等(国家公務員法 (昭和22年法律第120号) 第2条第1項に 規定する国家公務員(独立行政法人通則 法(平成11年法律第103号)第2条第4項 に規定する行政執行法人の役員及び職員 を除く。)、独立行政法人等(独立行政 法人等の保有する情報の公開に関する法 律(平成13年法律第140号)第2条第1項 に規定する独立行政法人等をいう。以下 この条において同じ。) の役員及び職 員、地方公務員法(昭和25年法律第261 号)第2条に規定する地方公務員並びに 地方独立行政法人の役員及び職員をい う。) の職務の遂行に関する

情報のうち、当該公務員等の職 及び当該職務遂行の内容に係る情報

工 (略)

(新規)

 $(2) \sim (7) \qquad (略)$

第6条 (略)

(公益上の理由による裁量的公開)

非公開情報

が記録されている場合であっても、公益 上特に必要があると認めるときは、当該行政文 書を公開することができる。

第8条 (略)

(公開請求の手続)

開請求に係る行政文書を管理している実施機関 に対し、次に掲げる事項を記載した書面(以下 「請求書」という。)を提出しなければならな 改 正

(略) $(1) \cdot (2)$

(削除)

2 (略)

(公開請求に対する決定等)

- 第10条 実施機関は、公開請求があったときは、 当該公開請求があった日から 15日以内 に、当該公開請求に対する諾否の決定(以下 「諾否決定」という。)を行わなければならな い。ただし、前条第2項の規定により補正を求 めた場合にあっては、当該補正に要した日数 は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、諾否決定をしたときは、請求者 2 実施機関は、諾否決定をしたときは、請求者 に対し、その旨及び第13条の規定による行政文 書の公開の実施に関し実施機関が定める事項を 書面により通知しなければならない。

3 • 4 (略)

5 公開請求に係る行政文書が著しく大量である ため、公開請求があった日から 60日以 内にその全て について諾否決定をすることに より事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれが ある場合には、第1項及び前項の規定にかかわ らず、実施機関は、公開請求に係る行政文書の うちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定 をし、残りの行政文書については相当の期間内 に諾否決定をすれば足りる。この場合におい て、実施機関は、第1項に規定する期間内に、 請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通 知しなければならない。

(1) • (2) (略)

第11条 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第12条 (略)

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当す るときは、公開決定に先立ち、当該第三者に 対し、公開請求に係る行政文書の内容その他 実施機関の定める事項を書面により通知し て、意見書を提出する機会を与えなければな らない。ただし、当該第三者の所在が判明し ない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている 行政文書を公開しようとする場合であっ て、当該情報が第5条第1号工、同条第3 号ただし書又は同条第6号ただし書に規定 する情報に該当すると認められるとき。

現 行

- $(1) \cdot (2)$ (略)
- (3) その他実施機関が定める事項
- 2 (略)

(公開請求に対する決定等)

- 第10条 実施機関は、公開請求があったときは、 当該公開請求があった日から起算して15日以内 に、当該公開請求に対する諾否の決定(以下 「諾否決定」という。)を行わなければならな い。ただし、前条第2項の規定により補正を求 めた場合にあっては、当該補正に要した日数 は、当該期間に算入しない。
- に対し、その旨

書面により通知しなければならない。

3 · 4 (略)

|5 公開請求に係る行政文書が著しく大量である ため、公開請求があった日から起算して60日以 内にそのすべてについて諾否決定をすることに より事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれが ある場合には、第1項及び前項の規定にかかわ らず、実施機関は、公開請求に係る行政文書の うちの相当の部分につき当該期間内に諾否決定 をし、残りの行政文書については相当の期間内 に諾否決定をすれば足りる。この場合におい て、実施機関は、第1項に規定する期間内に、 請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通 知しなければならない。

(1) • (2) (略)

第11条 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第12条 (略)

- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当す るときは、公開決定に先立ち、当該第三者に 対し、公開請求に係る行政文書の内容その他 実施機関の定める事項を書面により通知し て、意見書を提出する機会を与えなければな らない。ただし、当該第三者の所在が判明し ない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が記録されている 行政文書を公開しようとする場合であっ て、当該情報が第5条第1号工、同条第2 号ただし書又は同条第5号ただし書に規定 する情報に該当すると認められるとき。

改 現 正 行 (2) (略) (2) (略) 3 (略) 3 (略) (行政文書の公開の実施) (行政文書の公開の実施) 第13条 (略) 第13条 (略) 2 · 3 (略) 2 · 3 (略) 4 公開決定に基づき行政文書の公開を受ける者 (新規) は、実施機関の定めるところにより、当該公開 決定をした実施機関に対し、その求める公開の 実施の方法その他の実施機関の定める事項を申 し出なければならない。 5 前項の規定による申出は、第10条第2項に規 (新規) 定する通知があった日から30日以内にしなけれ ばならない。ただし、当該期間内に当該申出を することができないことにつき正当な理由があ るときは、この限りでない。 6 公開決定に基づき行政文書の公開を受けた者 (新規) は、最初に公開を受けた日から30日以内に限 り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申 し出ることができる。この場合においては、前 項ただし書の規定を準用する。 7 実施機関は、請求者が第4項の規定による申 4 実施機関は、請求者が第10条第2項に規定す 出をした日(実施機関の定めるところにより同 る通知があった日 項の規定による申出を改めて行うことを要しな い場合にあっては、請求者に対し第10条第2項 から30日以内に公 に規定する通知があった日)から30日以内に公 開請求をした行政文書の公開を受けないとき 開請求をした行政文書の公開を受けないとき は、当該請求者に対し、相当の期間を定め、そ は、当該請求者に対し、相当の期間を定め、そ の期間内に当該行政文書の公開を受けるよう催 の期間内に当該行政文書の公開を受けるよう催 告することができる。この場合において、請求

告することができる。この場合において、請求 者がその期間内に正当な理由なく行政文書の公 開を受けないときは、当該行政文書の公開は実 施されたものとみなす。

第14条・第15条 (略)

第3章 審査請求

(公営企業管理者等に対する審査請求)

第15条の2 公営企業管理者若しくは県が設立し た地方独立行政法人が行った諾否決定又は公営 企業管理者若しくは県が設立した地方独立行政 法人に対する公開請求に係る不作為について不 服がある者は、当該公営企業管理者又は当該地 方独立行政法人に対し、審査請求をすることが できる。

第15条の3 (略)

第16条・第17条 (略)

第14条・第15条 (略)

第3章 審査請求

施されたものとみなす。

者がその期間内に正当な理由なく行政文書の公

開を受けないときは、当該行政文書の公開は実

(削除)

第15条の2 (略)

第16条・第17条 (略)

改

(第三者からの審査請求を棄却する場合等におけ る手続)

- れかに該当する裁決をする場合について準用す る。
 - (1) (略)
 - (2) 審査請求に係る諾否決定(審査請求に係 る行政文書の全部を公開する旨の決定を除 く。)を変更し、当該審査請求に係る行政 文書を公開する旨の裁決(当該行政文書の 公開について、第三者である

参加人が意見等(次条第 4項若しくは第20条第1項若しくは行政不 服審査法第9条第3項の規定により読み替 えて適用する同法第31条第1項に規定する 意見又は第20条第3項若しくは同法第9条 第3項の規定により読み替えて適用する同 法第30条第2項に規定する意見書をい う。) において反対の意思を表示している 場合に限る。)

(略)

(審査会の調査権限等)

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、 諮問実施機関に対し、行政文書の提示を求める ことができる。この場合においては、何人も、 審査会に対し、その提示された行政文書の公開 を求めることができない。

2 (略)

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問 実施機関に対し、公開請求に係る行政文書に記 録されている情報の内容を審査会の指定する方 法により分類又は整理した資料を作成し、審査 会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会 3 第1項 に定めるもののほか、審査会 は、諮問された事案の審議を行うため必要があ ると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮 問実施機関(以下「審査請求人等」という。) に 意見若しくは説明又は資料の提出を 求めること、適当と認める者にその知っている 事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必 <u>要な調査をすること</u>ができる。

行

(第三者からの審査請求を棄却する場合等におけ る手続)

- 第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいず | 第18条 第12条第3項の規定は、次の各号のいず れかに該当する裁決をする場合について準用す
 - (1) (略)
 - (2) 審査請求に係る諾否決定(審査請求に係 る行政文書の全部を公開する旨の決定を除 く。)を変更し、当該審査請求に係る行政 文書を公開する旨の裁決(当該行政文書の 公開について、第三者が反対意見書を提出 している場合又は参加人が意見等(次条第 3項若しくは第20条第1項若しくは行政不 服審査法第9条第3項の規定により読み替 えて適用する同法第31条第1項に規定する 意見又は第20条第3項若しくは同法第9条 第3項の規定により読み替えて適用する同 法第30条第2項に規定する意見書をい う。) において反対の意思を表示している 場合に限る。)

2 (略)

(審査会の調査権限等)

第19条 審査会は、必要があると認めるときは、 諮問実施機関に対し、行政文書の提示を求める ことができる。この場合において、当該行政文 書の写しが作成されたときは、当該写しについ ては、第2章及びこの章の規定並びに神奈川県 個人情報保護条例(平成2年神奈川県条例第6 号)第2章第2節及び第3節の規定は、適用し ない。

2 (略)

(新規)

は、諮問された事案の審議を行うため必要があ ると認めるときは、審査請求人、参加人又は諮 問実施機関(以下「審査請求人等」という。) に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を 求めること

ができる。

改 正

(略) 5 · 6

(意見の陳述等)

第20条 (略)

2 (略)

3 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は | 3 審査会は、審査請求人等から申出があったと 資料を提出することができる。ただし、審査会 が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定 めたときは、その期間内にこれを提出しなけれ ばならない。

(提出資料等の写しの送付等)

項又は前条第3項の規定による資料又は意見 書の提出があったときは、当該資料又は意見 書(以下この条において「資料等」とい

写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記 録に記録された事項を記載した書面)を当該 資料等を提出した審査請求人等以外の審査請 求人等に送付するものとする。ただし、第三 者の利益を害するおそれがあると認められる ときその他正当な理由があるときは、この限 りでない。

 $2 \sim 4$ (略)

第4章 情報の公表等

第22条~第27条 (略)

第5章 雑則

第28条~第33条 (略)

(罰則)

第34条 第19条第6項の規定に違反して秘密を 漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以 下の罰金に処する。

現 行

(略) 4 · 5 (意見の陳述等)

第20条 (略)

2 (略)

きは、意見書又は資料の提出を認めることがで きる。

(提出資料等の写しの送付等)

第21条 審査会は、第19条第3項若しくは第4 第21条 審査会は、第19条第3項に規定する資 料又は前条第3項に規定する意見書若しくは 資料

> (以下この条において「資料等」とい う。) の提出があったときは、当該資料等の 写し (電磁的記録にあっては、当該電磁的記 録に記録された事項を記載した書面)を当該 資料等を提出した審査請求人等以外の審査請 求人等に送付するものとする。ただし、第三 者の利益を害するおそれがあると認められる ときその他正当な理由があるときは、この限 りでない。

 $2 \sim 4$ (略)

第4章 情報の公表等

第22条~第27条 (略)

第5章 雑則

第28条~第33条 (略)

(罰則)

|第34条 第19条第5項の規定に違反して秘密を 漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以 下の罰金に処する。

2 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条 例(平成24年神奈川県条例第39号)新旧対照表

	改 正				現 行	
別表			T.	別表		
特定非営利活動 法人の名称	主たる事務所の所在地	神奈川県県 税条例第10 条第2項の 期間	- 1 - 1	特定非営利活動 法人の名称	主たる事務所の 所在地	神奈川県県 税条例第10 条第2項の 期間
(削除)				特定非営利活動 法人トムトム	<u>茅ケ崎市萩園</u> 2,336番地2	平成29年 1月1日 から令和 4年12月 31日まで
(削除)				特定非営利活動 法人WE21ジャ パン・旭	横浜市旭区中希 望が丘101-21	平成30年1 月1日から令和4 年12月31 日まで
(削除)				<u>特定非営利活動</u> <u>法人WE21ジャ</u> パン・たかつ	<u>川崎市高津区溝</u> <u>口三丁目15番8</u> <u>号</u>	平成30年1 月 1 日か ら 令 和 4 年 12 月 31 日まで
(削除)				<u>特定非営利活動</u> <u>法人WE21ジャ</u> パンいずみ	横浜市泉区中田 東三丁目16番4 号	平成30年1 月 1 日か ら 令 和 4 年 12 月 31 日まで
(削除)				特定非営利活動 法人WE 21ジャ パン海老名	海老名市中央 <u>一</u> 丁目14番46号チ ェリーコート海 老名103	平成30年1 月1日から令和4 年12月31 日まで
(略)				(略)		
特定非営利活動 法人アドバイザ ーネットワーク 神奈川	海老名市中央三 丁目 3 番10号の 301	(略)		特定非営利活動 法人アドバイザ ーネットワーク 神奈川		(略)
(略)				(略)		
	平塚市御殿一丁 <u>目33番35号亀井</u> ハイツ101	(略)			<u>平塚市山下12番</u> <u>1リゾート高麗</u> <u>101</u>	(略)

改 正		現行
(略)		(略)
特定非営利活動 法人プラス保育 園		_(新規)
特定非営利活動 法人鎌倉あそび 基地 基地 鎌倉常盤101号	令和4年 1月1日 から令和 9年12月 31日まで	_(新規)_
特定非営利活動 法人トムトム茅 ケ 崎 市 萩 園 2,336番地 2	令和5年1 月1日か ら令和9 年12月31 日まで	_(新規)_
特定非営利活動 法人WE21ジャ パン・旭 望が丘101-21	令和5年1 月1日か ら令和9 年12月31 日まで	_(新規)_
特定非営利活動 法人WE21ジャ パン・たかつ 円 画 市高津区溝 ロ 三 丁 目 15 番 8 号		_(新規)
特定非営利活動 法人WE21ジャ パンいずみ <u>横浜市泉区中田東三丁目16番4</u> <u>ラ</u>		_(新規)_
特定非営利活動 法人WE21ジャ パン海老名 工リーコート海 老名103	令和5年1 月1日か ら令和9 年12月31 日まで	_(新規)

3 神奈川県不服申立関係書類の写し等交付手数料条例(平成28年神奈川県条例第18号)新旧対照表

(趣旨)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成 26 第1条 この条例は、行政不服審査法(平成 26 年法律第68号)第38条第6項の規定により読 み替えて適用する同条第4項及び第5項(同項 の規定を同法第9条第3項及び他の法令の規定 により読み替えて適用する場合並びに同法第38 条第4項及び第5項の規定を同法第66条第1 項及び他の法令において準用する場合を含 む。)並びに同法第81条第3項において準用 する同法第 78 条第4項及び第5項の規定に基 づき、不服申立てに関する書類、書面若しくは 資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を 記載した書面の交付に係る手数料に関し必要な 事項を定めるものとする。

第2条 (略)

(手数料の納付時期)

第3条 手数料は、法第 38 条第1項(法第9条 第3条 手数料は、法第 38 条第1項(法第 66 条 第3項及び他の法令の規定により読み替えて適 用する場合並びに法第66条第1項及び他の法 令において準用する場合を含む。) 又は法第81 条第3項において準用する法第78条第1項の 規定による交付を受ける際に納付しなければな らない。

(手数料の減免)

に掲げる機関である場合、同項ただし書の特別 の定めがある場合その他法令の規定により同項 の規定による審理員の指名を要しない場合にあ っては審査庁とし、再審査庁が法第66条第1 項において準用する法第9条第1項第3号に掲 げる機関である場合にあっては再審査庁とし、 他の法令において法第38条第5項を準用する 場合にあっては当該法令に基づいて手数料を減 額し、又は免除する権限を有する者とする。) 又は神奈川県行政不服審査会その他の法第 81 条第1項の機関(以下「審理員等」という。) は、法第38条第1項(法第9条第3項及び他 の法令の規定により読み替えて適用する場合並 びに法第66条第1項及び他の法令において準 用する場合を含む。次項において同じ。) 又は 法第81条第3項において準用する法第78条第 1項の規定による交付を受ける審査請求人又は

年法律第68号)第38条第6項の規定により読 み替えて適用する同条第4項及び第5項(これ らの規定を同法第66条第1項及び他の法令に おいて準用する場合を含む。)並びに同法第81 条第3項において準用する同法第78条第4項 及び第5項の規定に基づき、不服申立てに関す る書類、書面若しくは資料の写し又は電磁的記 録に記録された事項を記載した書面の交付に係 る手数料に関し必要な事項を定めるものとす る。

第2条 (略)

(手数料の納付時期)

第1項及び他の法令において準用する場合を含 す。) 又は法第81条第3項において準用する 法第 78 条第1項の規定による交付を受ける際 に納付しなければならない。

(手数料の減免)

第4条 審理員(審査庁が法第9条第1項第3号 第4条 審理員(審査庁が法第9条第1項第3号 に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特 別の定めがある場合にあっては審査庁とし、再 審査庁が法第66条第1項において準用する法 第9条第1項第3号に掲げる機関である場合に あっては再審査庁とし、他の法令において法第 38条第5項を準用する場合にあっては当該法令 に基づいて手数料を減額し、又は免除する権限 を有する者とする。) 又は神奈川県行政不服審 査会(以下「審理員等」という。)は、法第38 条第1項(法第66条第1項及び他の法令にお いて準用する場合を含む。) 又は法第 81 条第 3項において準用する法第78条第1項の規定 による交付を受ける審査請求人又は参加人(法 第66条第1項において法第38条第1項を準用 する場合にあっては再審査請求人又は参加人と し、他の法令において法第38条第1項を準用 する場合にあっては当該法令の規定による交付

→ <i>t</i>	
改	īŀ

参加人(法第66条第1項において法第38条第 1項を準用する場合にあっては再審査請求人又 は参加人とし、他の法令において法第38条第 1項を準用する場合にあっては当該法令の規定 による交付を受ける者とする。以下「審査請求 人等」という。) が経済的困難により手数料を 納付する資力がないと認めるときは、手数料を 減額し、又は免除することができる。

請求人等は、法第38条第1項又は法第81条第 3項において準用する法第78条第1項の規定 による交付を求める際に、併せて当該減額又は 免除を求める旨及びその理由を記載した書面を 審理員等に提出しなければならない。

を受ける者とする。以下「審査請求人等」とい う。) が経済的困難により手数料を納付する資 力がないと認めるときは、手数料を減額し、又 は免除することができる。

行

現

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査 | 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査 請求人等は、法第38条第1項(法第66条第1 項及び他の法令において準用する場合を含 む。) 又は法第81条第3項において準用する 法第 78 条第1項の規定による交付を求める際 に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びそ の理由を記載した書面を審理員等に提出しなけ ればならない。

> 3 (略)

3 (略) 4 事務処理の特例に関する条例(平成11年神奈川県条例第41号)新旧対照表

改正				現		
第1条~第3条 (略)		第	第1条~第	<u> </u>		
別表(第3条関係)				3 条関係)		
$1 \sim 4 (略)$	(略)	l –	$\frac{1 \sim 4}{1}$			(略)
4の2 旅券法(昭和26年法律		l			和26年法律	
第267号。以下この項におい	(1			号。以下こ		(, 1)
て「法」という。) 及び旅券				*」という。		
法施行規則(令和4年外務省				·,()。 「規則(平成		
令第10号。以下この項におい				バラスススススススススススススススススススススススススススススススススススス		
て「省令」という。)に基づ				<u>:・・</u> 。シーこ ì令」という		
く次の事務(法第3条第1項) 事務(法第		
の規定により一般旅券の発給				こにより一般		
を申請しようとする者が緊急				しようとす		
に渡航する必要があると認め				iする必要が		
られる場合における事務その				場合におけ		
他の規則で定める事務を除く				別で定める		
。)			。)	12/1 / VE AN O	する でかく	
。 (1)~(3) (略)) (略)		
(4) 法第3条第3項の規定に				第3条第3	項の規定に	
より、申請者が本人である				、申請者が		
こと等の確認及びその確				と等の確認		
認のため、書類の提示又は			_	ため、書類		
提出を求めること。				ため、 _{自想} と求めるこ		
(5) 法第3条第5項の規定に			(新設		<u> </u>	
より、申請者が現に所持す			(7)1 11.8			
る一般旅券を確認すること						
。 (6) 法第8条第1項(法第10			(5) 洋	第8条第1	項 (法第10	
条第4項				3.0 米 3.1 5 4 項及び法		
において準用する場合を				, 1 公 <u>次 5 伝</u> Lおいて準用		
				r。)の規定		
請者の出頭を求めて一般旅				の出頭を求		
券を交付すること。				*交付するこ		
(7) 法第8条第3項の規定に				第8条第2	-	
より、申請者の出頭を求め				、申請者の		
ることなく一般旅券を交付				となく一般		
し、及び現有旅券の返納を			する		 	
受けること。				こと。		
<u>249</u> – 00 (削除)				<u></u> 。 ∶第12条第 1	項の規定に	
				、一般旅券		
				前の申請を受		
				に送付する	-	
(8) (略)			(8) (8)			

改 正 現 行

(9) 法第17条第3項の規定により、届出者が<u>本人である</u> _こと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は 提出を求めること。

(10)・(11) (略)

(12) 省令第7条第1項

の規定により、 書面手続により一般旅券 の発給を申請する者が出頭 しない場合の申請の申出を 受理し、及び知事に送付す ること。

(13) 省令第7条第2項

の規定により、申請者に代わり出頭した者が法第3条第6項各号に掲げる者に該当することの確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。

- (4) 省令第7条第5項後段(省令第17条第4項において 準用する場合を含む。)の 規定により、届け出られた 者が申請者の法定代理人で あることの確認のため、書 類の提示又は提出を求める こと。
- (15) 省令第11条第4項

の規定により、申請者が指定した者の住所等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めました。

(16) 省令第14条第2項第3号

(9) 法第17条第3項の規定に より、届出者が<u>人違いでな</u> いこと等の確認及びその確 認のため、書類の提示又は 提出を求めること。

(10)・(11) (略)

(12) 省令<u>第3条第1項(同条</u> 第5項において準用する場 合を含む。) の規定により 、申請者

_____が出頭しない場合の申請の申出を 受理し、及び知事に送付すること。

(14) 省令第7条第5項(省令 第14条第3項において準用

する場合を含む。)の規定により、申請者が指定した者の住所等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。

(新設)

(新設)

改正		現 行	
の規定により、署名するこ			
とが困難であると認めるこ			
٤			
		(新設)	
の規定により、発給申請者			
に代わり記名することが適			
 当であると認めること。			
(18) 省令第17条第2項の規定		(新設)	
 により、届出を行う者が法			
第17条第2項各号に掲げる			
者に該当することの確認の			
ため、書類の提示又は提出			
を求めること。			
 ① 省令第18条第5項の規定		(新設)	
により、公の機関が発行し			
た書類その他紛失又は焼失			
の事実を証明し、又は疎明			
する追加の書類の提示又は			
4の3~37 (略)	(略)	4の3~37 (略)	(略)
38 保健師助産師看護師法(昭	(略)	38 保健師助産師看護師法(昭	(略)
和23年法律第203号。以下こ		和23年法律第203号。以下こ	
の項において「法」という。		の項において「法」という。	
)に基づく次の事務)に基づく次の事務	
(1) 法第33条の規定により、		(1) 法第33条の規定により、	
氏名、住所等の届出 (情報		氏名、住所等の届出	
通信技術を活用した行政の		<u> </u>	
推進等に関する法律(平成		<u> </u>	
14年法律第151号)第6条			
第1項の規定により同項に		<u> </u>	
規定する電子情報処理組織		<u> </u>	
を使用して行う届出を除く		<u> </u>	
<u>。)</u> を受理すること。		を受理すること。	
39 (略)	(略)	39 (略)	(略)
40 歯科衛生士法(昭和23年法	(略)	40 歯科衛生士法(昭和23年法	(略)
律第204号。以下この項にお		律第204号。以下この項にお	
いて「法」という。)に基づ		いて「法」という。)に基づ	
く次の事務		く次の事務	
(1) 法第6条第3項の規定に		(1) 法第6条第3項の規定に	
より、氏名、住所等の届出		より、氏名、住所等の届出	
_(情報通信技術を活用した			
行政の推進等に関する法律			

改 正					
第6条第1項の規定により					
同項に規定する電子情報処					
理組織を使用して行う届出					
<u>を除く。)</u> を受理すること			を受理	理すること	
0			0		
41~50 (略)	(略)	4	1~50 (略)		(略)
51 歯科技工士法(昭和30年法	(略)	5	51 歯科技工士法(甲	昭和30年法	(略)
律第168号。以下この項にお			律第168号。以下ご	この項にお	
いて「法」という。)に基づ			いて「法」という。)に基づ	
く次の事務			く次の事務		
(1) 法第6条第3項の規定に			(1) 法第6条第35	頁の規定に	
より、氏名、住所等の届出			より、氏名、住所	所等の届出	
(情報通信技術を活用した					
行政の推進等に関する法律					
第6条第1項の規定により					
同項に規定する電子情報処					
理組織を使用して行う届出					
<u>を除く。)</u> を受理すること			を受理	理すること	
0			O		
(2) (略)			(2) (略)		
52~117 (略)	(略)	5	52~117 (略)		(略)
118 中小企業等協同組合法(横浜市、川崎	1	18 中小企業等協同	司組合法(市町村
昭和24年法律第181号。以下	市、相模原市		昭和24年法律第18	1号。以下	
この項において「法」という	、逗子市、寒		この項において「浴	去」という	
。)及び中小企業等協同組合	川町及び愛川		。)及び中小企業等	等協同組合	
法施行規則(平成20年内閣府	町		法施行規則(平成2	20年内閣府	
、財務省、厚生労働省、農林			、財務省、厚生労働	動省、農林	
水産省、経済産業省、国土交			水産省、経済産業行	省、国土交	
通省、環境省令第1号。以下			通省、環境省令第	1号。以下	
この項において「省令」とい			この項において「行	省令」とい	
う。)に基づく次の事務(事			う。)に基づく次の	の事務(事	
業協同組合、事業協同小組合			業協同組合、事業性		
、協同組合連合会(その地区			、協同組合連合会	(その地区	
が一の市町村の区域を超えな			が一の市町村の区域	或を超えな	
いものに限る。) 及び企業組			いものに限る。) 2	及び企業組	
合であっていずれも主たる事			合であっていずれい	も主たる事	
務所がその市町村の区域にあ			務所がその市町村の	の区域にあ	
るものに限り、事業協同組合			るものに限り、事業	業協同組合	
及び事業協同小組合について			及び事業協同小組合	合について	
は、その地区が神奈川県全域			は、その地区が神る		
であるものに係るものを除く			であるものに係る。	ものを除く	
。以下この項において「組合			。以下この項におい	ハて「組合	

改 TF. 現 行 」という。) 」という。) $(1)\sim(5)$ (略) $(1)\sim(5)$ (略) (6) 法第9条の7の5第1項 (6) 法第9条の7の5第2項 (法第9条の9第5項にお (法第9条の9第5項にお いて準用する場合を含む。 いて準用する場合を含む。 (7)及び(8)において同じ。) (7)及び(8)において同じ。) において準用する保険業法 において準用する保険業法 (平成7年法律第105号) (平成7年法律第105号) 第305条 の規定によ 第305条第1項の規定によ り、共済事業を行う組合の り、共済事業を行う組合の 共済代理店に対し、業務及 共済代理店に対し、業務及 び財産に関し参考となるべ び財産に関し参考となるべ き報告並びに資料の提出を き報告並びに資料の提出を 命じ、並びに職員に当該共 命じ、並びに職員に当該共 済代理店の事務所に立ち入 済代理店の事務所に立ち入 らせ、業務及び財産の状況 らせ、業務及び財産の状況 並びに帳簿書類その他の物 並びに帳簿書類その他の物 件を検査させ、並びに関係 件を検査させ、並びに関係 者に質問させること。 者に質問させること。 (7) 法第9条の7の5第1項 (7) 法第9条の7の5第2項 において準用する保険業法 において準用する保険業法 第306条の規定により、共 第306条の規定により、共 済事業を行う組合の共済代 済事業を行う組合の共済代 理店に対し、業務の運営の 理店に対し、業務の運営の 改善に必要な措置をとるべ 改善に必要な措置をとるべ きことを命ずること。 きことを命ずること。 (8) 法第9条の7の5第1項 (8) 法第9条の7の5第2項 において準用する保険業法 において準用する保険業法 第307条第1項の規定によ 第307条第1項の規定によ り、共済事業を行う組合の り、共済事業を行う組合の 共済代理店が同項第3号に 共済代理店が同項第3号に 該当するときは、当該共済 該当するときは、当該共済 代理店に対し、共済契約の 代理店に対し、共済契約の 募集の停止を命ずること。 募集の停止を命ずること。 (9)~(53) (略) (9)~(53) (略) 119 中小企業団体の組織に関|横浜市、川崎 119 中小企業団体の組織に関 市町村 する法律(昭和32年法律第一市、相模原市 する法律(昭和32年法律第 185号。以下この項において、逗子市、寒 185号。以下この項において 「法」という。) 及び中小企|川町及び愛川 「法」という。)及び中小企 業団体の組織に関する法律施一町 業団体の組織に関する法律施 行規則(平成19年財務省、厚 行規則(平成19年財務省、厚 生労働省、農林水産省、経済 生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省令第1号 産業省、国土交通省令第1号

改正		現行	
。以下この項において「省令		。以下この項において「省令	
」という。)に基づく次の事		」という。)に基づく次の事	
務(主たる事務所がその市町		務(主たる事務所がその市町	
村の区域にある団体に係るも		村の区域にある団体に係るも	
のに限り、事業協同組合につ		のに限り、事業協同組合につ	
いては、その地区が神奈川県		いては、その地区が神奈川県	
全域であるものに係るものを		全域であるものに係るものを	
除く。)		除く。)	
(1)~(28) (略)		(1)~(28) (略)	
120~128 (略)	(略)	120~128 (略) (略)	
129 屋外広告物法(昭和24年	平塚市、鎌倉	129 屋外広告物法(昭和24年 平塚市	、鎌倉
法律第189号。以下この項に	市、藤沢市、	法律第189号。以下この項に 市、藤	沢市、
おいて「法」という。) に基	小田原市、茅	おいて「法」という。)に基 小田原	市、茅
づく次の事務	ケ崎市、逗子	づく次の事務 ケ崎市	、逗子
(1)~(5) (略)	市、秦野市、	(1)~(5) (略) 市、秦	野市、
	厚木市、大和	厚木市	、大和
	市、海老名市	市、海	老名市
	、南足柄市、	、南足	柄市、
	綾瀬市、葉山	綾瀬市	、葉山
	町、大磯町、	町	\
	中井町、山北	中井町	、山北
	町、開成町、	町、開	成町、
	真鶴町、湯河	真鶴町	、湯河
	原町、愛川町		愛川町
	及び清川村	及び清	川村
130~135 (略)	(略)	130~135 (略) (略)	
136 宅地造成等規制法の一部	(略)	136(略)	
を改正する法律(令和4年法			
律第55号)附則第2条第1項			
及び第2項の規定によりなお			
<u>従前の例によることとされる</u>			
<u>宅地造成工事規制区域の区域</u>			
内における宅地造成に関する			
工事等の規制並びに同条第3			
項の規定によりなお従前の例			
によることとされる造成宅地			
□ 防災区域の指定の効力及び解 除並びに造成宅地防災区域内			
における災害の防止のための			
<u>における災害の防止のための</u> 措置に係る同法による改正前			
の宅地造成等規制法(昭和36			
<u>の宅地追放等規制伝</u> (昭和30 年法律第191号。以下この項		年法律第191号。以下この項	
十四年第1317。以下この項		十仏伊州31万。以下こり頃	

改正	現行
において「法」という。) <u>並</u>	において「法」という。) <u>及</u>
<u>びに法</u> の施行のための規則に	び法 の施行のための規則に
基づく次の事務	基づく次の事務
(削除)	(1) 法第3条第1項の規定に
	より、宅地造成工事規制区
	域を指定すること。
(削除)	(2) 法第3条第3項(法第20
	条第3項において準用する
	場合を含む。)の規定によ
	り、宅地造成工事規制区域
	を公示すること。
(削除)	(3) 法第4条第1項(法第20
	 条第3項において準用する
	場合を含む。)の規定によ
	り、他人の占有する土地に
	立ち入ること。
(削除)	(4) 法第5条第1項(法第20
	 条第3項において準用する
	場合を含む。)の規定によ
	り、土地に試掘等を行うこ
	とについて許可すること。
(削除)	(5) 法第5条第3項(法第20
	条第3項において準用する
	場合を含む。)の規定によ
	り、障害物を伐除し、その
	旨をその所有者及び占有者
	に通知すること。
(削除)	(6) 法第7条第1項(法第20)
	条第3項において準用する
	場合を含む。)の規定によ
	り、損失を受けた者に対し
	、通常生ずべき損失を補償
	すること <u>。</u>
(削除)	(7) 法第7条第2項(法第20
	条第3項において準用する
	場合を含む。)の規定によ
	り、損失を受けた者と協議
	<u>すること。</u>
(削除)	(8) 法第7条第3項(法第20
	条第3項において準用する
	場合を含む。)の規定によ
	り、収用委員会に土地収用
	法(昭和26年法律第219号

改正		現 行	
) 第94条第2項の規定によ	
		る裁決を申請すること。	
$(1)\sim(9)$ (略)		(9)~(17) (略)	
		 (18) 法第14条第4項の規定に	
行わないで、工事の施行の		行わないで、工事の執行の	
 停止を命ずること。		停止を命ずること。	
(11)~(19) (略)		<u>(19)~(27)</u> (略)	
		<u>-</u>	
(data)		より、造成宅地防災区域を	
		指定すること。	
(20)~(23) (略)		(29)~(32) (略)	
<u>(3) (1)</u> から(2)までに掲げるも		<u>(33) (1)</u> から(32)までに掲げるも	
ののほか法の施行に係る事		ののほか法の施行に係る事	
務のうち、規則に基づく事		務のうち、規則に基づく事	
務で別に規則で定めるもの		務で別に規則で定めるもの	
137~157 (略)	(略)	137~157 (略)	(略)
158 神奈川県屋外広告物条例	. ,.,	158 神奈川県屋外広告物条例	
(昭和24年神奈川県条例第62		(昭和24年神奈川県条例第62	
号。以下この項において「条		号。以下この項において「条	
例」という。) 及び条例の施		例」という。)及び条例の施	
行のための規則に基づく次の		行のための規則に基づく次の	
事務	中井町、山北	事務	中井町、山北
(1)~(13) (略)	町、開成町、	(1)~(13) (略)	町、開成町、
	真鶴町、湯河		真鶴町、湯河
	原町、愛川町		原町、愛川町
	及び清川村		及び清川村
159 神奈川県屋外広告物条例		159 神奈川県屋外広告物条例	
(以下この項において「条例		(以下この項において「条例	
」という。)に基づく次の事	、南足柄市、	」という。)に基づく次の事	、南足柄市、
	綾瀬市、葉山	8	綾瀬市、葉山
(1) (略)	町 <u>、大磯町</u> 、	(1) (略)	町、
	中井町、山北		中井町、山北
	町、開成町、		町、開成町、
	真鶴町、湯河		真鶴町、湯河
	原町、愛川町		原町、愛川町
	及び清川村		及び清川村
160 (略)	(略)	160 (略)	(略)

5 住民基本台帳法施行条例(平成21年神奈川県条例第86号)新旧対照表

(審議会の組織及び運営) (審議会の組織及び運営)

第7条 (略)

- 2 法第30条の40第2項の規定により行う調査審 2 法第30条の40第2項の規定により行う調査審 議及び建議に係る情報公開・個人情報保護審議 より行う調査審議及び建議に係る情報公開・個 人情報保護審議会の運営の例による。
- 3 (略)

別表第1 (第1条関係)

提供を受け	
る区域内の	-t
市町村の執	事務
行機関	
1 藤沢市	旅券法(昭和26年法律第267
の長	号)による同法第3条第1項の
	発給
	又は同法第17条第1項
	の届出に関する事務であって規
	則で定めるもの
2 (略)	(略)

第7条 (略)

- 議及び建議に係る情報公開・個人情報保護審議 会(次項において「審議会」という。)の運営 会(次項において「審議会」という。)の運営 は、個人情報の保護に関する法律施行条例(令)は、神奈川県個人情報保護条例(平成2年神奈 和4年神奈川県条例第 号)の定めるところに 川県条例第6号) の定めるところに より行う調査審議及び建議に係る情報公開・個 人情報保護審議会の運営の例による。
 - 3 (略)

別表第1 (第1条関係)

提供を受け	
る区域内の	事務
市町村の執	事務
行機関	
1 藤沢市	旅券法(昭和26年法律第267
の長	号)による同法第3条第1項の
	発給、同法第12条第1項の査証
	欄の増補又は同法第17条第1項
	の届出に関する事務であって規
	則で定めるもの
2 (略)	(略)

6 神奈川県統計調査条例(平成20年神奈川県条例第54号)新旧対照表

行 第1条~第9条 (略) 第1条~第9条 (略) (調査票情報の提供) (調査票情報の提供) 第10条 (略) 第10条 (略) 2 (略) 2 (略) 3 前項各号に掲げる統計の作成等を行う者は、 3 前項各号に掲げる統計の作成等を行う者は、 次の各号のいずれにも該当しない者とする。 次の各号のいずれにも該当しない者とする。 (1) この条例、神奈川県個人情報保護審査会 (1) この条例若しくは神奈川県個人情報保護 条例(令和4年神奈川県条例第 号)若しく 条例(平成2年神奈川県条例第6号)又は統 は神奈川県議会の保有する個人情報の保護に 計法若しくは個人情報の保護に関する法律 関する条例(令和4年神奈川県条例第 号) (平成15年法律第57号) 若しくはこれらの法 又は統計法若しくは個人情報の保護に関する 律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の 法律(平成15年法律第57号)若しくはこれら 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行 の法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以 を受けることがなくなった日から起算して5 上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は 年を経過しない者 執行を受けることがなくなった日から起算し て5年を経過しない者

(2)~ (5) (略)

 $4 \sim 6$ (略)

第11条~第18条 (略)

(略) $(2) \sim (5)$

 $4 \sim 6$ (略)

第11条~第18条 (略)